(2)　指定補償金管理機関が補償金管理業務を行うときは、著作権法第六七条第一項の裁定及び㈠の(1)により補償金を供託することとされた者は、当該補償金を指定補償金管理機関に支払うものとした。（第一〇四条の二一第二項関係）

(3)　指定補償金管理機関は、補償金等の額から著作権者等に支払った額を控除した額のうち、政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権等の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業のために支出しなければならないこととした。（第一〇四条の二二第一項関係）

(4)　その他指定補償金管理機関について所要の規定を設けることとした。（第一〇四条の二三～第一〇四条の三一関係）

(5)　文化庁長官が補償金管理業務の廃止の許可をした場合又は指定補償金管理機関の指定の取消しをした場合においてその後に新たにその指定をしたときは、当該許可又は取消しに係る指定補償金管理機関は、その補償金管理業務を、新たに指定を受けた指定補償金管理機関に引き継がなければならないこととした。（第一〇四条の三二第一項関係）

㈢　㈠の裁定に係る確認等事務を行う登録確認機関の創設

(1)　文化庁長官は、㈠の裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち、㈡の裁定の申請受付に関する事務、㈡の裁定の要件確認に関する事務及び㈡の裁定に係る通常の使用料の額に相当する額の算出（以下「使用料相当額算出」という。）に関する事務（以下「確認等事務」という。）を、その登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）に行わせることができることとし、このときは、文化庁長官は、確認等事務を行わないものとすることとした。（第一〇四条の三三第一項及び第二項関係）

(2)　文化庁長官は、(1)の登録の申請が、確認等事務に従事する者のうちに、文部科学省令で定める著作権等の管理に関する経験を有する者並びに使用料相当額算出に必要な知識及び経験として文部科学省令で定めるものを有する者が含まれていることのいずれにも適合していると認めるときは、登録をするものとした。（第一〇四条の三四第三項関係）

(3)　その他登録確認機関について所要の規定を設けることとした。（第一〇四条の三五～第一〇四条の四五関係）

(4)　文化庁長官は、登録確認機関が確認等事務を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、確認等事務を自ら行うことができることとした。（第一〇四条の四六第一項関係）

(5)　登録確認機関が確認等事務を行う場合においては、㈠の裁定を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を当該登録確認機関に納付しなければならないこととし、この場合において、納付された手数料は、当該登録確認機関の収入とすることとした。（第一〇四条の四七関係）

㈣　㈡及び㈢に関する罰則について所要の規定を設けることとした。（第一二一条の三、第一二二条の二及び第一二五条関係）

3　著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置

㈠　著作権等の侵害者が譲渡した物の数量等に基づく損害額の算定について、著作権者等の販売等の能力を超える部分に係る数量又は著作権者等が販売することができないとする事情に相当する数量があるときは、これらの数量に応じた著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができるものとした。（第一一四条第一項関係）

㈡　著作権者等が著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額の認定に当たり、裁判所は、著作権者等が、著作権等の侵害があったことを前提として当該著作権等を侵害した者と著作権等の行使の対価について合意するとしたならば、当該著作権者等が得ることとなるその対価を考慮することができるものとした。（第一一四条第五項関係）

4　施行期日等

㈠　この法律の施行前においても、指定補償金管理機関の指定等及び登録確認機関の登録等に関して必要な準備行為を可能とすることとした。（附則第三条及び第四条関係）

㈡　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第九条関係）

㈢　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1及び3については令和六年一月一日から施行することとした。

◇漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（法律第三四号）（農林水産省）

一　漁港漁場整備法の一部改正関係

1　題名

法律の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とすることとした。

2　目的の追加

目的規定に「漁港の活用を促進」することを追加することとした。（第一条関係）

3　漁港施設の追加

漁港施設として、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所等を追加することとした。（第三条関係）

4　意義

㈠　「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する水産物の消費の増進に関する事業又は漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業をいうこととした。（第四条の二関係）

㈡　「漁港水面施設運営権」とは、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施するために、当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利をいうこととした。（第四条の三関係）

5　漁港の活用の促進

㈠　漁港施設等活用基本方針

農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針を定めなければならないこととし、漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向等を定めることとした。（第四〇条関係）

㈡　活用推進計画の策定

(1)　漁港管理者は、㈠の基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができることとし、活用推進計画においては、漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針、漁港施設等活用事業として求められる事業内容及びその実施期間（三〇年以内）、漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地、漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合等における原状に回復するための措置に関する事項等を定めることとした。（第四一条第一項～第三項関係）

(2)　漁港管理者は、活用推進計画に漁港施設の貸付けに係る事項を定めるときは、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者の同意を得なければならないこととした。（第四一条第四項関係）

(3)　漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第四一条第五項関係）

(4)　漁港管理者は、活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に送付しなければならないこととした。（第四一条第六項関係）